

令和8年度 鹿児島県立国分高等学校自動販売機設置事業者募集要項

鹿児島県立国分高等学校が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項及び別添公募物件説明書の各事項を御承知の上、お申し込みください。

1 公募物件

別添公募物件説明書記載のとおり。

2 応募資格要件

(1) 次のいずれかに該当する者は、応募することができません。

ア 当該応募に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 鹿児島県との契約等において次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する者でその事実があった後3年を経過していない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は応募代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由なく契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 法令等の規定により販売について許可、認可等を必要とする場合にあって、その許可、認可等を受けていない者

エ 次の(ア)から(ケ)までのいずれかに該当する者

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合があります。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下「暴力団員等」という。）

(ウ) 役員等が、暴力団員等であると認められる法人等

(エ) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人等

- (オ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人等
- (カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は関与している法人等
- (キ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (ク) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
- (ケ) (ア)から(ク)までに定める者の依頼を受けて申込みしようとする法人等

(注1) 「法人等」とは、法人、その他団体又は個人をいいます。

(注2) 「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。

- ① 法人にあっては、役員（非常勤の者を含む。）、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下③同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者
- ② 法人格を有しない団体にあっては、代表者、理事、その他①に掲げる者と同等の責任を有する者
- ③ 個人にあっては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わずその経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者

3 公募条件等

(1) 貸付料等

ア 貸付期間

貸付期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とします。（更新はできません。）

ただし、県が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、設置事業者（借受者）が貸付条件のいずれかに違反する行為を行ったとき、その他県が必要と認めるときは、貸付契約を解除することがあります。

イ 貸付料

物件ごとに設置事業者として決定した者が提示した応募価格（税抜額）に百分の百十を乗じて得た額をもって年額貸付料とします。

なお、年額貸付料は、県の発行する納入通知書により、県が指定する期日までに全額納入してください。

※応募価格には、光熱水費は含まないものとします。

ウ 光熱水費及びその他必要経費

別添公募物件説明書において光熱水費を算定するための子メーターの設置を貸付条件としている物件については、設置事業者が計量法施行令（平成5年政令第329号）第18条に規定する有効期間内の計量器を指定された場所に設置するものとし、当該経費及びその他自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は、設置事業者の負担とします。

なお、光熱水費は、子メーターを設置するものについては、その使用実績に基づき県が算定した額とし、子メーターを設置しないものについては、カタログ等に示されている平均消費電力等を基に県が算定した額とします（基本料及び消費税を含む。）。

また、光熱水費の納入期限については、子メーターを設置するものについては、県が毎月別途発行する納入通知書によるものとし、子メーターを設置しないものについては、「イ 貸付料」と併せて、県が指定する期日までに当該年度分を全額納入していただくこととなります。

エ 必須条件

自動販売機及び3(3)イに定める使用済容器の回収ボックスは、公募物件ごとに示した場所に、貸付面積を超えないものを設置してください。また、薄型の機種については、転倒防止対策も併せて行ってください。

(2) 使用上の制限

ア 貸付契約書の貸付条件を遵守し、貸付料等を定められた納入期限までに確実に納めること。

イ 自動販売機を設置する権利を県の承認を得ないで第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

ウ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、県の指示に従うこと。

エ 販売品目は、各物件ごとに別添公募物件説明書記載のとおり（缶又はペットボトルなど密閉式の容器入りの清涼飲料水等）とし、酒類の販売は行わないこと。また、標準小売価格を上回る価格での販売も行わないこと。

(3) 維持管理責任

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者の責任において行うこと。また、商品の賞味期限等に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 使用済容器の回収ボックスは、販売する飲料の容器（缶、ビン、ペットボトル等）の種類に応じたものを設置し、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクルすること。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。

エ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(4) 原状回復等

設置事業者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復してください。また、設置事業者は、県に対し、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した必要費、有益費その他一切の費用について、補償の請求をすることがでません。

4 応募申込手続

(1) 申込方法及び申込期間等

申込みは、郵送又は持参によるものとし、申込先及び申込期間は別添公募物件説明書記載のとおりとします。

(2) 必要な書類（各1部）

次の書類を物件番号ごとに提出してください。

ア 応募申込書（第1号様式）

イ 誓約書（第2-1号様式）

ウ 役員等名簿（第2-2号様式）

エ 販売品目一覧（第3号様式）

オ 設置を希望する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力が確認できる最新のもの）

カ 2（1）ウに係る許可、認可等を受けていることを証する書類の写し（許可、認可等を必要とする場合のみ。）

(3) その他

電話、ファックス、インターネットによる受付は、行いません。

5 設置事業者の決定

(1) 公募物件ごとに提出された応募書類の審査を行い、「2 応募資格要件」に定める資格を全て満たしている者を選定対象者とします。

(2) 選定対象者のうち、県が販売品目の内容等を審査し、適当であると認めた者で、かつ、県が定めた最低貸付料（※公表はしません。）以上で、最高の価格で応募申込みを行った者を設置事業者とします。

なお、販売品目の内容が適当で、最高価格の応募が2者以上ある場合は、くじにより選定します。また、別添公募物件説明書において販売価格を設定した場合（例：「販売価格

は100円以下とする」など)を除き、販売価格の値下げは、審査の対象としません。

- (3) 設置事業者の決定は、概ね3月4日（水曜日）頃を予定しています。設置事業者の決定後、応募者全員に選定結果を連絡します。
- (4) 各応募者の応募価格が県が定めた最低貸付料に達しなかった場合は、希望者から再度応募申込書を提出していただき、設置事業者を選定します。

6 行政財産貸付申請の手続

設置事業者に決定された方は、別途定める期日までに、次の書類を提出していただきます。

《行政財産貸付申請提出書類》 **※提出部数は各1通**

- ① 行政財産貸付申請書（県指定様式）
- ② 設置場所への自動販売機及び使用済容器回収ボックスの配置図
- ③ その他参考となる書類

7 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに貸付けの手続に応じなかった場合
- (2) 設置事業者が応募者の資格を失った場合

8 その他

貸付手続に関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。

問い合わせ先

鹿児島県立国分高等学校 担当 中尾

〒899-4332

霧島市国分中央二丁目8-1

電話 0995-46-0001

令和8年度 鹿児島県立国分高等学校自動販売機設置事業者募集要項 別添公募物件説明書

1 公募物件

(1) 清涼飲料水

単位:千円

物件番号	設置場所	所在地	貸付期間	貸付面積 (m ²)		販売品目	子メーターの設置 規格	その他条件	令和6年度中の売上実績	位置図等		
				幅(m)	奥行(m)							
1	職員室前犬走り部	霧島市国分中央2丁目3516-1	R8.4.1 ~ R11.3.31	2.1	×	1 =	2.1	ペットボトル・缶で、販売品目はお茶類・水・乳製品・スポーツ飲料・ジュース類(炭酸飲料は除く)を中心に、糖質の多い製品は避け販売すること。	要 電気 30A パルス式	・設置台数1台・回収ボックス2台設置(一般ゴミが入りにくい形状を有するもの)・販売価格は、市場価格より概ね10%程度安値に販売すること。	205,956	全体図及び図1
2	購買部前 缶・ペット機	霧島市国分中央2丁目3516-1	R8.4.1 ~ R11.3.31	2.1	×	1 =	2.1	ペットボトル・缶で、販売品目はお茶類・水・乳製品・スポーツ飲料・ジュース類(炭酸飲料は除く)を中心に、糖質の多い製品は避け販売すること。	要 電気 30A パルス式	・設置台数1台・回収ボックス2台設置(一般ゴミが入りにくい形状を有するもの)・販売価格は、市場価格より概ね10%程度安値に販売すること。	283,842	全体図及び図2
3	購買部前 紙カップ機	霧島市国分中央2丁目3516-1	R8.4.1 ~ R11.3.31	2.1	×	1 =	2.1	紙カップ式で、販売品目はお茶類・水・乳製品・スポーツ飲料・ジュース類(炭酸飲料は除く)を中心に、糖質の多い製品は避け販売すること。	要 電気 30A パルス式	・設置台数1台・回収ボックス2台設置(一般ゴミが入りにくい形状を有するもの)・販売価格は、市場価格より概ね10%程度安値に販売すること。	529,155	全体図及び図3
4	屋内運動場北側	霧島市国分中央2丁目3504	R8.4.1 ~ R11.3.31	2.1	×	1 =	2.1	ペットボトル・缶で販売品目はお茶類・水・乳製品・スポーツ飲料・ジュース類(炭酸飲料は除く)を中心に、糖質の多い製品は避け販売すること。	要 電気 30A パルス式	・設置台数1台・回収ボックス2台設置(一般ゴミが入りにくい形状を有するもの)・販売価格は、市場価格より概ね10%程度安値に販売すること。	424,170	全体図及び図4
	屋内運動場南側	霧島市国分中央2丁目3504	R8.4.1 ~ R11.3.31	2.1	×	1 =	2.1	ペットボトル・缶で、販売品目はお茶類・水・乳製品・スポーツ飲料・ジュース類(炭酸飲料は除く)を中心に、糖質の多い製品は避け販売すること。	要 電気 30A パルス式	・設置台数1台・回収ボックス2台設置(一般ゴミが入りにくい形状を有するもの)・販売価格は、市場価格より概ね10%程度安値に販売すること。	1,342,692	全体図及び図4

(注1) 売上実績は、現設置事業者の申告等によるものです。

(注2) 設置は、物件番号ごとに各1台とします。

(注3) 設置場所によっては、商品の補充やメンテナンスの際の扉の開閉等に支障がある場合もあるので、応募前に確認してください。

2 申込先及び申込期間

物件番号	申込先(各施設所管課)			申込期間	
	住所	名称	電話番号	郵送の場合	持参する場合
1~4	〒899-4332 霧島市国分中央二丁目8番1号	国分高等学校事務室	0995-46-0001	令和8年1月23日(金)~ 令和8年2月24日(火) 午前8時30分~正午、午後1時~午後16時50分 なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。	令和8年1月23日(金)~ 令和8年2月24日(火) 午前8時30分~正午、午後1時~午後16時50分 なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

国分高校 校舎配置図

4

屋根	視聴覚室	地歴・公民科職員室	地歴・公民科講義室	多目的教室C
女WC 男WC	UP dw	E フリースペース	吹抜	UP dw 女WC 男WC
3-1	3-2	3-3	3-4	3-5 3-6 (3-7) 多目的教室3

5

屋根	化学実験室	理科職員室	薬品庫 器具庫	生物実験室	物理実験室
UP dw	E フリースペース	吹抜	UP dw	男WC 女WC	女WC
屋根	地学実験室	1-8	2-8	3-8	理科講義室1 理科講義室2

3

礼法室	調理室	職家庭科室	被服室	多目的教室B	情報処理室	情報処理室
男WC	UP dw	E フリースペース	吹抜	UP dw	女WC	
2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	2-6	2-7

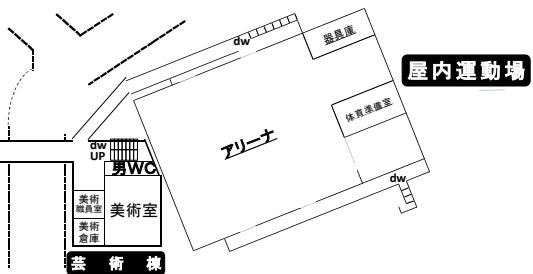


2

物件番号② (購買部前缶・ペット機)

物件番号③ (購買部前紙カップ機)

生徒会室	多目的教室A	購買部	生徒用昇降口 (脱靴場)	図書室	閉架書架
女WC 男WC	UP dw	E フリースペース	吹抜	UP dw	女WC
1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	1-6 1-7



1階

物件番号① (職員室前犬走り部・屋外)

指導室	印刷室	職員室	カッセ 印鑑室	保健室	職員・来客用玄関
女WC 男WC	UP dw	E フリースペース	吹抜	UP dw	
水着室	進路指導室	進路資料室	大会議室	倉庫	wc 女男 WW CC 小会議室 校長室 事務室



← JR国分駅方面

城山公園 →

配置図内のアルファベット表記

WC.....多目的トイレ
男WC.....男子トイレ
女WC.....女子トイレ
EV.....エレベーター
UP.....上り階段
DW.....下り階段

...公募物件対象自動販売機設置箇所

駐車場

弓道場
ハンドボールコート 第2グラウンド

図1 物件番号①（職員室前犬走り部・屋外）

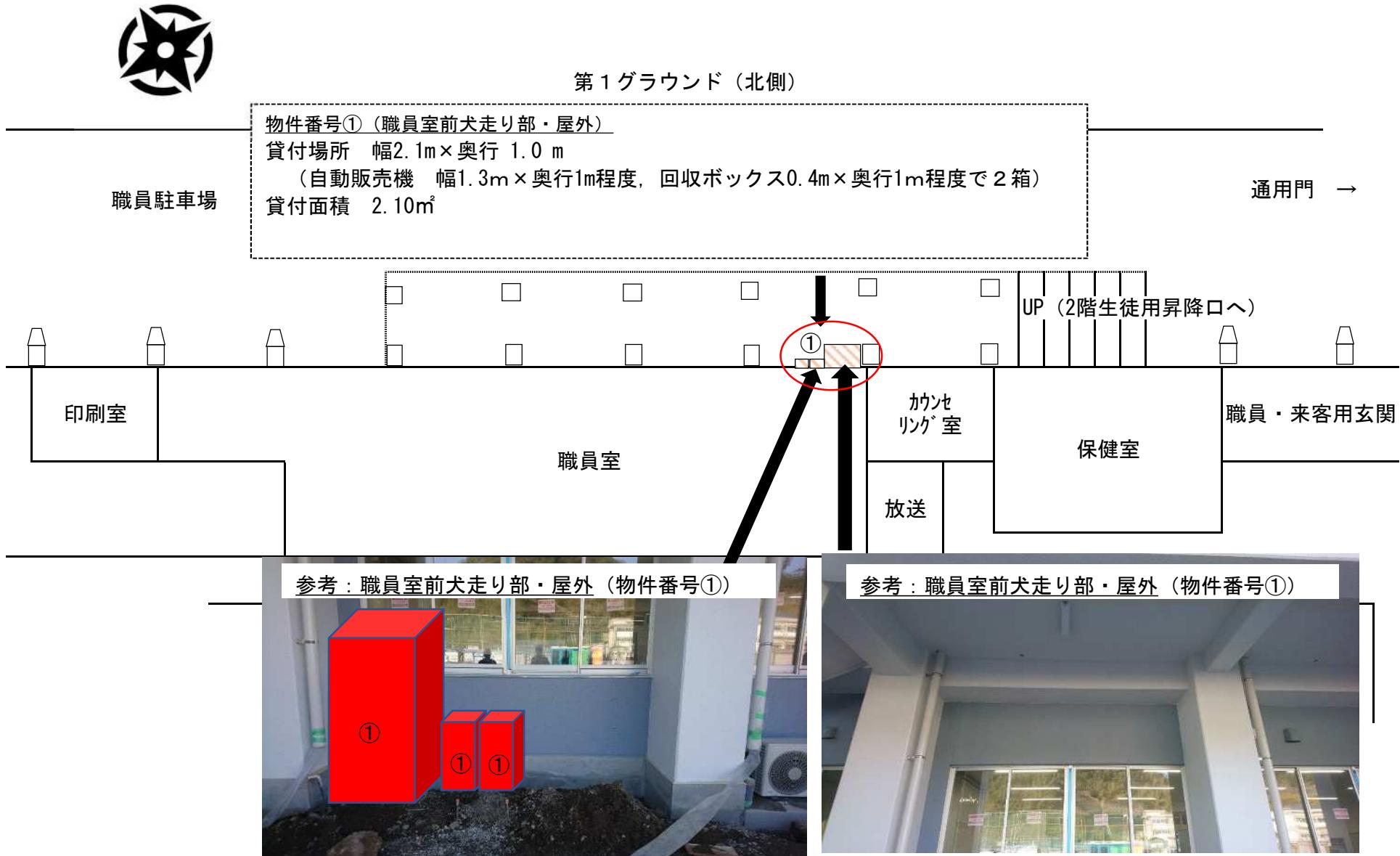


図2 物件番号② 2階購買部前缶・ペット機（屋内）



第1グラウンド



図3 物件番号③ 2階購買部前紙カップ機（屋内）



第1グラウンド

物件番号③ 購買部前紙カップ機（紙カップ式1台）

貸付場所 幅2.1m×奥行 1.0 m

(自動販売機 幅1.3m×奥行1m程度、回収ボックス0.4m×奥行1m程度で2箱)

通用門 →

義書室

多目的 教室A

購買部

2 階生徒用昇降口

廊一

附段

(南側) 普通科 1 学年教室 ↓

参考：購買部前自動販賣機（物件番号③）

物件 ③

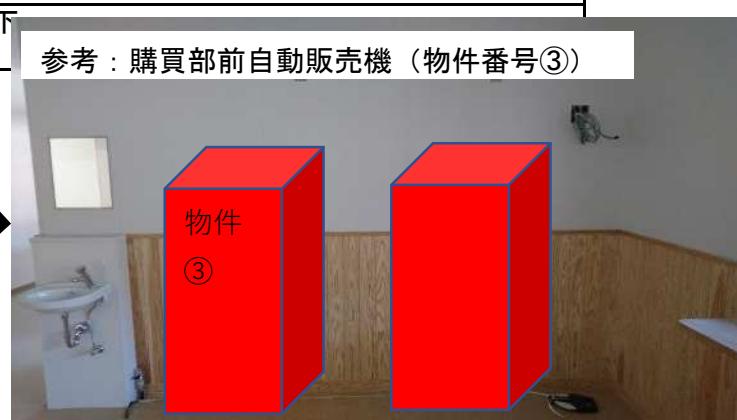


図4 物件番号④ 屋内運動場北側及び南側（2台まとめて公募）

